

在宅に住んでいる患者への可搬型階段昇降機の導入 ～家屋環境と介助量の視点から可搬型階段昇降機の適応について考察～

医療法人社団プラタナス

鶴宮由貴

桜新町アーバンクリニック

但野修理

【はじめに】

日本の住宅で「段差のない屋内」は22.3%と少ない
高齢者の19.7%は住宅の構造（段差・階段等）や造りが使いにくいと感じている

在宅で過ごす障がい者の多くも段差が原因で移動に支障がある

段差・階段の昇降が困難な場合、解決手段に可搬型階段昇降機があるが**その適応の報告はない**



症例から可搬型階段昇降機の適応を考察し、その導入の一助になるよう報告する

【症例】

○基本情報

40歳台女性
脳幹部出血(四肢麻痺)
基本動作は全介助
背もたれありの椅子座位は可能
要介護5
長身で痩せ型の40代夫と子供の3人家族

○階段昇降機導入の経緯

居室を2階に移動しご家族で過ごす時間を増やしたい
外出も継続して行いたい

○自宅情報

5階建ての持ち家（エレベーター無し）
御本人の居室は1階
屋外と2階への行き来は外階段使用（※詳細は下図参照）

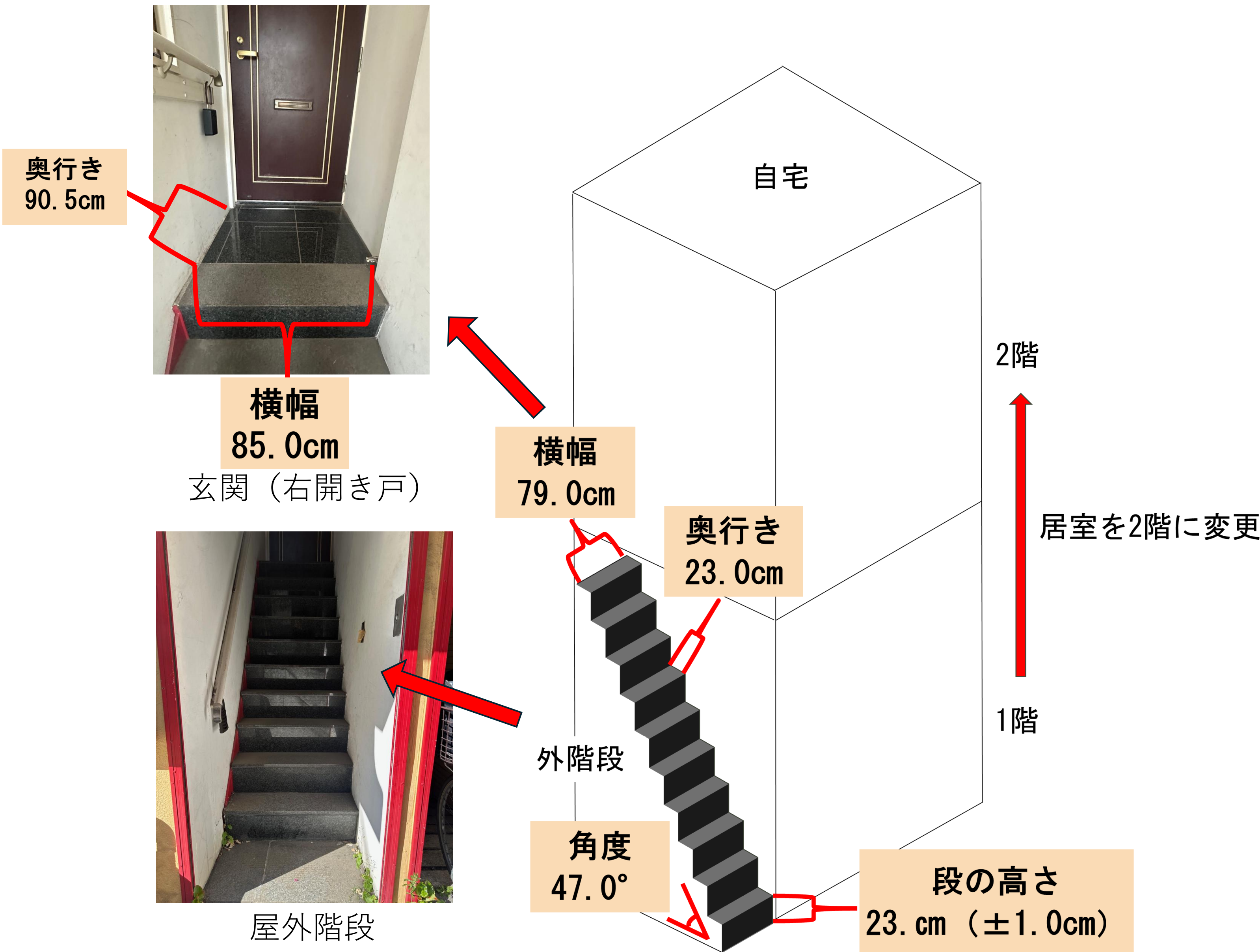


図1：自宅見取り図

※略称

いす式階段昇降機（以下、いす式）

リフトアップ式可搬型階段昇降機（以下、リフトアップ式）

クローラー式可搬型階段昇降機（以下、クローラー式）

	①いす式	可搬型階段昇降機	
		②リフトアップ式	③クローラー式
昇降方法	レールに沿って椅子に駆動装置が付いたものが昇降	車輪や昇降フットが踏面を捉え一段一段昇降 機種によっては螺旋階段も可能	クローラー部分が数段の階段の段鼻を捉えることで昇降
操作方法	ご本人、介助者がレバーやスイッチを押し電動で昇降	介助者が手元のボタンを押し一緒に昇降	介助者が手元のボタンを押し一緒に昇降
介護保険制度	貸与対象外	貸与対象	貸与対象

図2：いす式と可搬型階段昇降機の種類と特徴

表1：可搬型階段昇降機操作者の条件

①年齢：原則16歳以上、70歳以下
②身長：原則150cm以上
③体重：原則45kg以上
④平衡感覚：後ろ向きに階段を昇ることができる
⑤四肢の状況：両手両足に不自由がなく、一定の握力を有していること
⑥聴覚・視覚：聴覚・視覚に問題がないこと
⑦病歴：発作性の病気などを持っていないこと、認知症の症状がないこと
※昇降機の利用には操作者の条件があり、操作講習を受ける必要がある

○介入の経過と結果

①いす式➡②リフトアップ式➡③クローラー式
の順で評価を実施した

表2：いす式と可搬型階段昇降機の結果

	①いす式	②リフトアップ式	③クローラー式
総移乗回数	3回	2回	2回
移乗場所	ベッド 車椅子 } ① いす式 } ② 車椅子 } ③	ベッド リフトアップ式 } ① 車椅子 } ②	ベッド クローラー式 } ① 車椅子 } ②
許容寸法箇所	階段横幅 階段角度	階段横幅	階段横幅 階段角度
結果	不適応	不適応	適応
理由	移乗スペースが無い	階段一段の高さと奥行きが合わず	階段角度に対応できた

クローラー式の感想

ご本人：乗っていて怖くはない
夫：床に押し付けながら真っ直ぐ走るのが難しい

自費のクローラー式を購入し、2階と屋外の行き来が可能

【考察】

○いす式と可搬型階段昇降機の適応

表3：いす式と可搬型階段昇降機の結果

	いす式	可搬型階段昇降機
事故件数	少ない	多い
総移乗回数 （全介助者の場合）	3回	2回

住宅構造は
いす式・可搬型階段
昇降機の許容寸法を
満たしていることが
前提

対象が全介助者の場合は移乗介助が少ない**可搬型階段昇降機が適応**
移乗に身体介助は必要としないが段差・階段昇降が困難な方は安全な**いす式が適応**

○リフトアップ式とクローラー式の適応

①住宅構造の観点から

表4：重要な許容寸法箇所

リフトアップ式	クローラー式
階段一段の高さと奥行き	階段の角度

リフトアップ式が不適応でもクローラー式が適応できた

住宅構造の理由でリフトアップ式・クローラー式の一方が不適応でも、他方が適応できる可能性がある
住宅構造上はリフトアップ式・クローラー式のどちらも可能であれば、操作者が操作しやすい方を選択する

②操作の観点から

リフトアップ式は一段一段バランスを取るため操作が難しい
クローラー式は操作が簡単
➡夫のクローラー式の感想
「床に押し付けながら真っ直ぐ走るのが難しい」

クローラー式はリフトアップ式とは違う操作が要求される